聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部における公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する細則

平成２９年３月３１日　学長裁定
令和４年４月１日　改訂

１．目的

この細則は、聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部における公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（以下「公的研究費規程」という。）第１８条に基づき、調査委員会及び調査方法・調査結果公表等について必要な事項を定めるものとする。

２．委員会構成

公的研究費規程１１条第２項における調査委員会構成メンバーのうち半数以上は本学に属さない外部有識者でなければならない。

３．調査委員会構成メンバーについての異議申し立て

告発者及び被告発者は調査委員会が設置され調査委員の氏名・所属を告知された後１０日以内であれば委員会構成メンバーについて異議申し立てができるものとする。

異議申立てがあった場合は、最高管理責任者は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

４．不服申し立て

特定不正行為と認定された被告発者は、認定を告知されてから３０日以内であれば文書により本調査同じ調査委員会に不服申し立てをすることができる。

５．報告事項

前項の不服申し立て及び不服申し立ての却下、再調査開始の決定及び再調査の結果が確定したときは、すみやかに、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

６．再調査期間

不服申し立てによる再調査は再調査決定後３０日以内に行わなくてはならない。

再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して５０日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし５０日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るも

のとする。

７．調査結果公表

研究活動の不正行為が行われた旨の調査結果であった場合、次の事項を公表する。

但し、公表の時期は不服申し立ての期間等を考慮して決定する。

（１）　不正行為に関与した者の所属及び氏名

（２）　不正行為の内容

（３）　調査の方法、手順等

（４）　調査委員会委員の所属・氏名